毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大 分 県 編集

成二十 Ŧi.

뮹

曜 火

(

第二条 スプリンクラー設備の設置、 条例第十一条第二項の規則で定める要件は、

天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、

初期消火及び延焼の

調理室等火

次のいずれかに該当することとする。

抑制に配慮した構造であること。 災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、

設備及び運営に関する基準を定め

2

員すること等により、

円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、

配置人員を増

避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、

条例第十一条第五項の婦人保護施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応

火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

じ、

当該各号に定めるとおりとする。

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の制定…………………|

三

な消火活動が可能なものであること。

非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、

円滑

目

次

規

則

指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、

月

+

)

日

する。

年大分県条例第六十号。

大野印刷㈱ (定価 箇年 三万七千八百円

以下

「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものと

平成二十五年三月十二日

第一条

この規則は、

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十

卢

大分県規則第十号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成二十五年三月十二日

指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、

規

則

第三条 条例第十六条の規則で定める給付金は、

(給付金として支払を受けた金銭の管理

第三百七十六号)に規定する給付金とする。

条例第十六条の規則で定める方法は、

含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分する

当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を

次に掲げる方法とする。

入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

第十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成二十三年厚生労働省告示

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準

める条例施行規則の制定………………………………………………………………………………………一六

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

大分県知事

広

瀬

勝

貞

2

める条例施行規則の制定

兀

その他の設備

廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

イ及び口に定めるとおりとする。

るために必要な措置を講じなければならないこと。

食堂及び調理室

食器、

調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持す

医務室

入所者を診療するために必要な医薬品、

衛生材料及び医療機械器具を備える

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

相談室

設備及び運営に関する基準等を定

設備及び運営に関する基準等を定

指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の制定………………一一 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の制定…………………… 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の制定………二〇 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の制定………一五 る条例施行規則の制定…………………………………………………………………………………一三

大分県報号外 (規則

四 せること。 当該入所者が退所した場合には、 速やかに、 入所者に係る金銭を当該入所者に取得さ

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、 別に定める。

附 則

この規則は、 平成二十五年四月一日から施行する。

等を定める条例施行規則をここに公布する。 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、 設備及び運営に関する基準

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝

貞

大分県規則第十一号

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に

関する基準等を定める条例施行規則

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第一節 指定障害福祉サービスに関する基準(第三条―第六条)

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第七条―第九条)

第三章 療養介護(第十条—第十五条)

第四章 生活介護

第一節 指定障害福祉サービスに関する基準(第十六条―第二十条)

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第二十一条・第二十二条)

第五章 短期入所

第一節 指定障害福祉サービスに関する基準 (第二十三条—第二十六条)

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第二十七条)

第六章 重度障害者等包括支援 (第二十八条・第二十九条)

第七章 共同生活介護(第三十条—第三十四条)

(機能訓練

第八章

第一節 指定障害福祉サービスに関する基準(第三十五条―第三十七条)

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第三十八条)

第九章

第 節 指定障害福祉サービスに関する基準 (第三十九条—第四十三条)

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第四十四条)

第十章 就労移行支援(第四十五条—第四十七条)

第十一章 就労継続支援A型 (第四十八条—第五十条)

第十二章 就労継続支援B型

第一節 指定障害福祉サービスに関する基準(第五十一条)

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第五十二条・第五十三条)

第十三章 共同生活援助(第五十四条)

第十四章 多機能型に関する特例 (第五十五条)

第十五章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準(第五十六

条·第五十七条)

第十六章 雑則 (第五十八条)

附則

第一章

(趣旨)

第一条 この規則は、指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及 という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十二号。以下「条例

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第二章 居宅介護、 重度訪問介護、 同行援護及び行動援護

(指定居宅介護の提供に当たる者) 第一節 指定障害福祉サービスに関する基準

第三条 条例第六条第一項の規則で定める者は、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚 生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「指定居宅介

護等の提供に当たる者を定める告示」という。)第一条に規定する者とする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第四条 条例第二十五条第三項の指定居宅介護の方針は、次のとおりとする。

- 指定居宅介護の提供に当たっては、 利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。 条例第二十六条第一項に規定する居宅介護計画に
- 族に対し、 指定居宅介護の提供に当たっては、 サービスの提供方法等について、 懇切丁寧に行うことを旨とし、 理解しやすいように説明を行うこと。 利用者又はその家

2

その家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。四年に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は四年に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は

(運営規程に定める事項)

第五条 条例第三十一条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間

四 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- へ

 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(準用)

第六条 前二条の規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する条件をする。この場合において、第四条第一項において準用する条件第二十六条第一項」と、前条中「第三十一 2 は「第四十四条第一項において準用する条件第二十六条第一項」とあるのは「第四十四条第一項に 4 条」とあるのは「第四十四条第一項に 4 をする。

2 前二条の規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準のとする。

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(従業者の員数)

める告示第一条に規定する者とする。 第七条 条例第四十五条第一項の規則で定める者は、指定居宅介護等の提供に当たる者を定

う。)に規定する地域とする。(平成十八年厚生労働省告示第五百四十号。以下「離島その他の地域を定める告示」とい、(平成十八年厚生労働省告示第五百四十号。以下「離島その他の地域なる側第四十五条第二項の規則で定める地域は、厚生労働大臣が定める離島その他の地域

(同居家族に対するサービス提供ができる場合)

宅介護が次の各号のいずれにも該当する場合とする。
第八条 条例第四十八条第一項の規則で定める場合は、同居の家族である利用者に対する居

- めるものに住所を有する場合介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅
- 指示に基づいて提供される場合 当該居宅介護が条例第四十五条第三項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な
- が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合三 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者

(準圧)

第九条 第四条及び第五条の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合 準用する条例第三十一条」と、第七条第一項中 第二十六条第一項」と、第五条中「第三十一条」とあるのは「第四十九条第二項において 同条第一号中「第二十六条第一項」とあるのは 条第三項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する条例第二十五条第三項 該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第四条中「第二十五 条第一項において準用する条例第二十六条第一項」と、第五条中「第三十一条」とあるの る条例第二十五条第三項」と、同条第一号中「第二十六条第一項」とあるのは「第四十九 用する条例第四十五条第三項」と読み替えるものとする。 項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する条例第四十五条第二項」と、 九条第二項において準用する条例第四十五条第一項」と、同条第二項中 は「第四十九条第一項において準用する条例第三十一条」と読み替えるものとする。 において、第四条中「第二十五条第三項」とあるのは「第四十九条第一項において準用す 「第四十八条第一項」とあるのは 第四条、第五条及び前二条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準 同条第二号中 「第四十五条第三項」とあるのは 「第四十九条第二項において準用する条例第四十八条第 「第四十九条第二項において準用する条例 「第四十五条第一項」とあるのは「第四十 「第四十九条第二項において準 「第四十五条第二 ٤

第三章 療養介護

(サービス管理責任者)

大分県報号外

(規則

する者とする。 示第五百四十四号。 係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等 条例第五十一条第 一項第四号の規則で定める者は、 「サービス管理を行う者を定める告示」という。 指定障害福祉サービスの提供に (平成十八年厚生労働省告)第一号に規定

(支払を受けることができる費用

第十一条 条例第五十六条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

日用品費

担させることが適当と認められるもの 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のう 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負

(モニタリングの方法)

第十二条 条例第六十条第九項の規則で定める方法は、 次に掲げる方法とする。

定期的に利用者に面接すること。

定期的にモニタリングの結果を記録すること。

(サービス管理責任者が行う業務)

第十三条 条例第六十条第十一項の規則で定める業務は、 次に掲げる業務とする。

等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サ ービス等の利用状況等を把握すること。 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会

きると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことがで 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、 利用者が自立した日常生活

他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(運営規程に定める事項)

第十四条 条例第六十八条の規則で定める重要事項は、 次に掲げる事項とする。

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、 員数及び職務の内容

三 利用定員

四 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 サービス利用に当たっての留意事項

緊急時等における対応方法

非常災害対策

事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

虐待の防止のための措置に関する事項

その他運営に関する重要事項

(整備等を行うべき記録)

第十五条 条例第七十六条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

条例第五十五条第一項に規定するサービスの提供の記録

条例第六十条第一項に規定する療養介護計画

 \equiv 条例第六十六条に規定する市町村への通知に係る記録

兀 条例第七十四条第二項に規定する身体拘束等の記録

五. 条例第七十七条において準用する条例第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記

六 条例第七十七条において準用する条例第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故 に際して採った処置についての記録

第四章 生活介護

第一節 指定障害福祉サービスに関する基準

(平均障害程度区分の算定方法)

第十六条 規定により算定するものとする。 臣が定める平均障害程度区分の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第五百四十二号)の 条例第七十九条第一項第二号イに規定する障害程度区分の平均値は、厚生労働大

(設備の基準)

第十七条 条例第八十二条第一項に規定する相談室及び多目的室は、 利用者の支援に支障が

ない場合は、兼用することができる。

2 のでなければならない。 条例第八十二条第一項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するも ただし、 、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 条例第八十二条第二項の規則で定める設備の基準は、 次の各号に掲げる設備の区分に応

当該各号に定めるとおりとする。

訓練·作業室 イ及び口に定めるとおりとする。

訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 用 者の特性に応じたものであること。

(支払を受けることができる費用)

第十八条 条例第八十三条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 創作的活動に係る材料費
- 三 日用品費

担させることが適当と認められるものち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負四 前三号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のう

号。以下「利用料等に関する指針」という。)に規定するところによるものとする。供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成十八年厚生労働省告示第五百四十五2(前項第一号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提

(運営規程に定める事項)

第十九条 条例第九十条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- ー 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- | 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項

(準用)

第二十条 第十二条、 五条第 四条において準用する条例第六十条第十一項」と、 準用する条例第六十条第九項」と、 る。この場合において、 「第九十四条において準用する条例第七十六条第二項」 とあるのは 第十三条及び第十五条の規定は、 第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第九十四条において 「第九十四条において準用する条例第1 第十三条中「第六十条第十一項」とあるのは 第十五条中 指定生活介護の事業について準用す 二十条第一 「第七十六条第二項」とあ 同条第一号中 項 「第九十 「第五十 同条第

四

条において準用する条例第七十四条第二項」と、 とあるのは「第九十四条」と読み替えるものとする。 とあるのは「第八十九条」 項」と、 第六十条第一 「療養介護計画」 項 と、同条第四号中 とあるのは「生活介護計画」と、 とあるのは 「第九十四条において準用する条例第六十条第 「第七十四条第二項」 同条第五号及び第六号中「第七十七条」 同条第三号中 とあるのは「第九十四 「第六十六条」

一節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

あることとする。 第二十一条 条例第九十六条の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するもので

じ。)を二十五人以下とすること。 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録を受けた障害者の数の合計数の上限をいう。以下この条において同護事業所の登録者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法り基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」といまり自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介成十五年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)を二十五人以下とすること。

- う。以下同じ。)を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数の一日当たりの上限をい準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と条例第九十六条の規定により基一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模
- うる適当な広さを有すること。 準第六十七条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮し二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基

であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数第九十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び条例上当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型

平成二十五年三月十二日

たしていること。

五. 害者に対して適切なサービスを提供するため、 ら必要な技術的支援を受けていること。 条例第九十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障 指定生活介護事業所その他の関係施設か

第二十二条 いて、同条第一項中「第八十三条第三項」とあるのは「第九十七条において準用する条例 第十八条の規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。この場合にお

第五章 短期入所

第八十三条第三項」と読み替えるものとする。

一節 指定障害福祉サービスに関する基準

(単独型事業所の設備の基準)

第二十三条 掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 条例第百一条第六項の規則で定める単独型事業所の設備の基準は、 次の各号に

食堂 イ及び口に定めるとおりとする。

食事の提供に支障がない広さを有すること。

必要な備品を備えること。

浴室 利用者の特性に応じたものであること。

洗面所 イ及び口に定めるとおりとする。

居室のある階ごとに設けること。

利用者の特性に応じたものであること。

便所 イ及び口に定めるとおりとする。

几

居室のある階ごとに設けること。

利用者の特性に応じたものであること。

(支払を受けることができる費用)

条例第百四条第三項の規則で定める費用は、

次に掲げる費用とする。

食事の提供に要する費用

第二十四条

光熱水費

日用品費

四 負担させることが適当と認められるもの 前三号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のう 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、 支給決定障害者等に

2 一号及び第二号に掲げる費用については、 利用料等に関する指針に規定するとこ

ろによるものとする。

(運営規程に定める事項)

第二十五条 規定の適用を受ける施設にあっては、 条例第百七条の規則で定める重要事項は、 第三号を除く。)に掲げる事項とする。 次の各号(条例第九十九条第二項の

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、 員数及び職務の内容

利用定員

四 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

サービス利用に当たっての留意事項

五.

緊急時等における対応方法

非常災害対策

事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

虐待の防止のための措置に関する事項

+その他運営に関する重要事項

(同時に指定短期入所を提供できない利用者の数)

第二十六条 条例第百八条の規則で定める利用者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、 該各号に定める数とする。 当

併設事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

下同じ。)の入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。 規定する共同生活住居をいう。以下同じ。)及びユニット(居室及び居室に近接して設 事業所にあっては、 する指定共同生活介護事業所又は条例第百九十五条第一項に規定する指定共同生活援助 ための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十四条第一項に 空床利用型事業所にあっては、当該施設の利用定員(条例第百二十四条第一項に規定 共同生活住居(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する 以

単独型事業所にあっては、 基準該当障害福祉サービスに関する基準 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(準用

第二十七条 おいて、 第百四条第三項」と読み替えるものとする。 同条第一項中「第百四条第三項」 第二十四条の規定は、 基準該当短期入所の事業について準用する。この場合に とあるのは「第百十一条において準用する条例

重度障害者等包括支援

(指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者)

第二十八条 示第五百四十七号)に規定する者とする。 に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの 条例第百十三条第三項の規則で定める者は、 指定重度障害者等包括支援の提供 (平成十八年厚生労働省告

(運営規程に定める事項)

第二十九条 条例第百二十一条の規則で定める重要事項は、次の各号に掲げる事項とする。

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容

三 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数

四 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及

びその額

五. 通常の事業の実施地域

六 緊急時等における対応方法

七 事業の主たる対象とする利用者

虐待の防止のための措置に関する事項

その他運営に関する重要事項

九

第七章 共同生活介護

(共同生活住居の設備等の基準)

第三十条 条例第百二十六条第五項の共同生活住居の設備等の基準は、次のとおりとする。

共同生活住居の入居定員の合計は、四人以上とする。

ればならない。 共同生活住居の配置、 構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなけ

事が特に必要があると認めるときは三十人)以下とすることができる。 同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共 (知

ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

(支払を受けることができる費用

第三十一条 条例第百二十九条第三項の規則で定める費用は、 次に掲げる費用とする。

場合 付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。 家賃(法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された (同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給 は、 当

> 項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額 を控除した額を限度とする。 該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第

光熱水費

四 日用品費

Ŧi. のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者 に負担させることが適当と認められるもの 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用

(サービス管理責任者が行う業務)

第三十二条 条例第百三十二条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指 定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会

一 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した ことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営む

整を行うこと。 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調

兀 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(運営規程に定める事項)

第三十三条 条例第百三十五条の規則で定める重要事項は、 次に掲げる事項とする。

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、 員数及び職務の内容

入居定員

几 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五. 入居に当たっての留意事項

緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

虐待の防止のための措置に関する事項

その他運営に関する重要事項

(準用

大分県報号外

(規則

平成二十五年三月十二日

第三十四条 のは のは「第百四十条において準用する条例第七十四条第二項」と、 四 画」とあるのは「共同生活介護計画」と、 項」とあるのは「第百四十条において準用する条例第六十条第一項」と、 において準用する条例第七十六条第二項」と、同条第一号中 する条例第六十条第九項」 この場合において、第十二条中 |第七十七条||とあるのは「第百四十条」と読み替えるものとする。 [十条において準用する条例第八十九条] と、同条第四号中 「第百四十条において準用する第五十五条第一項」と、同条第二号中 第十二条及び第十五条の規定は、 と、第十五条中 「第六十条第九項」 同条第三号中「第六十六条」とあるのは 「第七十六条第二項」 指定共同生活介護の事業について準用する。 とあるのは 「第五十五条第 「第七十四条第二項」とある とあるのは 「第百四十条において準用 同条第五号及び第六号中 「第六十条第一 「療養介護計 一項」とある 「第百四十条 「第百

第八章 自立訓練 (機能訓練

指定障害福祉サービスに関する基準

一節

(準用)

第三十五条 のは「第百四十四条において準用する条例第八十二条第二項」と読み替えるものとする。 において準用する条例第八十二条第一項」と、同条第三項中「第八十二条第二項」とある 場合において、同条第一項及び第二項中「第八十二条第一項」とあるのは「第百四十四条 (支払を受けることができる費用) 第十七条の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。 この

条例第百四十五条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

食事の提供に要する費用

定障害者に負担させることが適当と認められるもの する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練 (機能訓練)において提供される便宜に要

2 のとする。 前項第一号に掲げる費用については、 利用料等に関する指針に規定するところによるも

第三十七条 のは 十一項」とあるのは の事業について準用する。この場合において、 「第百四十八条において準用する条例第六十条第九項」と、 「第七十六条第 第十二条、 二項 「第百四十八条において準用する条例第六十条第十一項₁ 第十三条、 とあるのは 第十五条及び第十九条の規定は、 「第百四十八条において準用する条例第七十六条第 第十二条中 「第六十条第九項」 第十三条中 指定自立訓練 「第六十条第 (機能訓 第十五 とある

> 用する条例第九十条」と読み替えるものとする。 のは「第百四十八条」と、 いて準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号中「第七十七条」とある 条例第八十九条」と、 いて準用する条例第六十条第一項」と、 る第二十条第一項_ 三項 計画」と、 ٤ 同条第 同条第三号中「第六十六条」とあるのは ے کر 一号中「第五十五条第一項」とあるのは 同条第四号中 同条第二号中 第十九条中「第九十条」とあるのは「第百四十八条において準 「第七十四条第二項 「第六十条第一項」 「療養介護計画 「第百四十八条において準用する とあるのは とあるのは とあるのは 「第百四十八条において準用 「第百四十八条にお 「自立訓練 「第百四十八条にお

二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(準用)

第三十八条 第三十六条の規定は、基準該当自立訓練 る。この場合において、同条第一項中「第百四十五条第三項」とあるのは おいて準用する条例第百四十五条第三項」と読み替えるものとする。 (機能訓練)の事業について準用す 「第百五十条に

第九章 自立訓練 (生活訓練

第一節 指定障害福祉サービスに関する基準

(設備の基準)

第三十九条 条例第百五十四条第一項に規定する相談室及び多目的室は、 障がない場合は、兼用することができる。 利用者の支援に支

- 2 練)事業所の用に供するものでなければならない。 合は、この限りでない。 条例第百五十四条第一項及び第三項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練 ただし、利用者の支援に支障がない場 (生活訓
- 3 応じ、 条例第百五十四条第二項の規則で定める設備の基準は、 当該各号に定めるとおりとする。 次の各号に掲げる設備の区分に
- 訓練·作業室 イ及び口に定めるとおりとする。
- 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- 兀 利用者の特性に応じたものであること。
- の浴室の基準は、 (支払を受けることができる費用 条例第百五十四条第四項の指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練 利用者の特性に応じたものであることとする。 (生活訓練) 事業所

第四十条 条例第百五十六条第三項の規則で定める費用は、 次に掲げる費用とする。

- 食事の提供に要する費用
- 日用品費
- 定障害者に負担させることが適当と認められるもの する費用のうち、 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、 (生活訓練)において提供される便宜に要 支給決
- 2 条例第百五十六条第四項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。
- 食事の提供に要する費用
- 光熱水費
- 三 なる費用 建築され、 居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて 買収され、 又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要と

四 日用品費

- Ŧi. 者に負担させることが適当と認められるもの 用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費
- 3 る指針に規定するところによるものとする。 第一項第一号及び前項第一号から第三号までに掲げる費用については、利用料等に関す

(整備等を行うべき記録)

第四十一条 条例第百五十七条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 条例第百五十五条第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録
- 条例第百五十八条において準用する条例第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の
- 三 条例第百五十八条において準用する条例第四十条第二項に規定する事故の状況及び事 故に際して採った処置についての記録
- 四 条例第百五十八条において準用する条例第六十条第一項に規定する自立訓練 (生活訓
- Ŧi. 条例第百五十八条において準用する条例第七十四条第二項に規定する身体拘束等の記

条例第百五十八条において準用する条例第八十九条に規定する市町村への通知に係る

(支給決定障害者から除く者等)

第四十二条 働大臣が定める者等(平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号。 並びに第百八十四条において準用する同令第二十二条及び第百四十四条に規定する厚生労 十一条等で定める告示」という。)第一号に規定する者とする。 に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、 十条の規則で定める者は、 条例第百五十八条の規定により読み替えて準用する条例第二十三条及び第百三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 設備及び運営に関する基準第百七十一条 以下 「指定基準第百七

(準用)

第四十三条 第十二条、 る。 あるのは「第百五十八条において準用する条例第六十条第十一項」と、第十九条中 五十八条において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十条第十一項」と 十条」とあるのは「第百五十八条において準用する条例第九十条」と読み替えるものとす について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは 第十三条及び第十九条の規定は、指定自立訓練 (生活訓練) の事業 . 「第九 一第百

一節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(準用

第四十四条 第三十六条の規定は、基準該当自立訓練 おいて準用する条例第百四十五条第三項」と読み替えるものとする。 る。この場合において、同条第一項中「第百四十五条第三項」とあるのは (生活訓練) の事業について準用す 「第百六十条に

第十章 就労移行支援

第四十五条 第十七条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合にお 準用する条例第八十二条第一項」と、同条第三項中「第八十二条第二項」とあるのは 百六十六条において準用する条例第八十二条第二項」と読み替えるものとする。 いて、同条第一項及び第二項中「第八十二条第一項」とあるのは「第百六十六条において 第

(支給決定障害者から除く者等)

第四十六条 る。 十条の規則で定める者は、 条例第百七十一条の規定により読み替えて準用する条例第二十三条及び第百三 指定基準第百七十一条等で定める告示第一号に規定する者とす

(準用)

第四十七条 移行支援の事業について準用する。 第十二条、 第百七十 条において準用する条例第六十条第九項 第十三条、 第十五条、第十九条及び第三十六条の規定は、 この場合において、 第十二条中「第六十条第九項」 ٤ 第十三条中 指定就労 ے

七十一条において準用する条例第百四十五条第三項」と読み替えるものとする。 用する条例第九十条」と、 条例第八十九条」と、 支援計画」と、 用する条例第二十条第一項」と、 条第二項」と、 いて準用する条例第七十四条第二項」と、 条において準用する条例第六十条第一項」と、 「第百七十一条」と、 「第七十六条第一 とあるのは 同条第一号中 同条第三号中「第六十六条」とあるのは「第百七十一条において準用する 同条第四号中 「第百七十一条において準用する条例第六十条第十 第三十六条第一項中「第百四十五条第三項」とあるのは 第十九条中「第九十条」とあるのは「第百七十一条において準 一項」とあるのは 「第五十五条第一項」とあるのは 同条第二号中 「第七十四条第二項」とあるのは「第百七十一条にお 同条第五号及び第六号中「第七十七条」とある 「第百七十一条において準用する条例第七十六 「第六十条第一項」とあるのは「第百七十 「療養介護計画」とあるのは 「第百七十一条において準 一項 「就労移行 Ę, 第

第十一章 就労継続支援A型

(設備の基準)

提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。 第四十八条 条例第百七十五条第一項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の

- 利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。
 2 条例第百七十五条第一項に規定する相談室及び多目的室その他必要な設備については、
- でない。 に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限り3 条例第百七十五条第一項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用
- 応じ、当該各号に定めるとおりとする。 4 条例第百七十五条第二項の規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に
- 一 訓練・作業室 イ及び口に定めるとおりとする。
- 7 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(利用者及び従業者以外の者の雇用人数)

第四十九条 条例第百八十三条の規則で定める数は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応

- じ、当該各号に定める数とする。
- 一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数

- いずれか多い数 一 利用定員が二十一人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数の

(準用)

第五十条 条において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号中「第七十七条」 続支援A型計画」と、同条第三号中「第六十六条」とあるのは「第百八十四条において準 準用する条例第二十条第一項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは いて準用する条例第九十条」と、第三十六条第一項中「第百四十五条第三項」とあるの とあるのは「第百八十四条」と、第十九条中「第九十条」とあるのは「第百八十四条にお 用する条例第八十九条」と、同条第四号中「第七十四条第二項」とあるのは「第百八十 十四条において準用する条例第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継 六条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百八十四条において 第十五条中「第七十六条第二項」とあるのは「第百八十四条において準用する条例第七十 十条第十一項」とあるのは「第百八十四条において準用する条例第六十条第十一項」と、 とあるのは「第百八十四条において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中 続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項 「第百八十四条において準用する条例第百四十五条第三項」と読み替えるものとする。 第十二条、第十三条、第十五条、第十九条及び第三十六条の規定は、 指定就労継 「第百八

第十二章 就労継続支援B型

第一節 指定障害福祉サービスに関する基準

、隼用)

第五十一条 るのは 第十一項」 十九条において準用する条例第二十条第一項」と、 十三条中「第六十条第十一項」とあるのは「第百八十九条において準用する条例第六十条 六十条第九項」とあるのは 指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十二条中 「第百八十九条において準用する条例第六十条第一項」 いて準用する条例第八十九条」と、 第十二条、 第十五条中「第七十六条第二項」 第十三条、 二項」 「第百八十九条において準用する条例第六十条第九項」と、 ٤ ٤ 同条第一号中 第十五条、 同条第三号中「第六十六条」 第十九条、 同条第四号中 「第五十五条第一 」とあるのは 同条第二号中 第三十六条及び第四十八条の規定 「第七十四条第二項 「第百八十九条において準用 ٤ 項」とあるのは 「第六十条第一項」 とあるのは とあるの 第百八十 第

のは る。 条第一項から第三項までの規定中「第百七十五条第一項」とあるのは「第百八十七条にお 項」とあるのは 百八十九条において準用する条例第九十条」と、 は いて準用する条例第百七十五条第一項」と、同条第四項中「第百七十五条第二項」とある 第七十七条」とあるのは「第百八十九条」と、 「第百八十九条において準用する条例第七十四条第二項」と、 「第百八十七条において準用する条例第百七十五条第二項」と読み替えるものとす 「第百八十九条において準用する条例第百四十五条第三項」と、 第三十六条第一項中「第百四十五条第三 第十九条中「第九十条」とあるのは 同条第五号及び第六号中 第四十八 第

基準該当障害福祉サービスに関する基準

〔運営規程に定める事項〕

第五十二条 条例第百九十一条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 事業の目的及び運営の方針
- 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 営業日及び営業時間

四 基準該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及び

五. サービスの利用に当たっての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

その他運営に関する重要事項

第五十三条 条において準用する条例第六十条第一項」と、 する条例第二十条第一項」 第十一項」とあるのは るのは「第百九十三条において準用する条例第六十条第九項」 援B型の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあ 「第七十六条第二項」とあるのは「第百九十三条において準用する条例第七十六条 第十二条、 同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは 第十三条、第十五条及び第三十六条の規定は、基準該当就労継続支 「第百九十三条において準用する条例第六十条第十一項」と、第十 同条第三号中「第六十六条」 同条第二号中 「第六十条第一項」 「療養介護計画 ٤ 「第百九十三条において準用 とあるのは とあるのは 第十三条中「第六十条 「第百九十三条におい 「第百九十三 「基準該当就

> のは 条」とあるのは 十三条において準用する条例第七十四条第二項」 て準用する条例第八十九条」と、 「第百九十三条において準用する条例第百四十五条第三項」と読み替えるものとす 「第百九十三条」と、 同条第四号中 第三十六条第一項中 「第七十四条第二項」 Ł 同条第五号及び第六号中「第七十七 「第百四十五条第三項」 とあるのは 「第百九 とある

第十三章 共同生活援助 る。

(準用)

第五十四条 条において準用する条例第百三十二条」と、同条第三号中「指定生活介護事業所等」とあ 援助の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とある のは「第二百条において準用する条例第百三十五条」と読み替えるものとする。 るのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」と、第三十三条中「第百三十五条」とある 例第百二十九条第三項」と、同条第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは 項」と、第三十一条中「第百二十九条第三項」とあるのは「第二百条において準用する条 百二十六条第五項」とあるのは「第百九十七条において準用する条例第百二十六条第五 と、同条第五号及び第六号中「第七十七条」とあるのは「第二百条」と、第三十条中「第 六十六条」とあるのは「第二百条において準用する条例第八十九条」と、同条第四号中 条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第三号中「第 と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百条において準用する条例第六十 項」とあるのは「第二百条において準用する条例第七十六条第二項」と、同条第一号中 のは「第二百条において準用する条例第六十条第九項」と、第十五条中「第七十六条第二 「当該指定共同生活援助事業者」と、第三十二条中「第百三十二条」とあるのは 「第五十五条第一項」とあるのは「第二百条において準用する条例第五十五条第一項₁ 「第七十四条第二項」とあるのは「第二百条において準用する条例第七十四条第二項」 第十二条、第十五条及び第三十条から第三十三条までの規定は、指定共同生活 「第二百

多機能型に関する特例

(一の事業所であるとみなす事業所)

第五十五条 る告示第二号に規定する事業所とする。 条例第二百一条第二項の規則で定める事業所は、 サービス管理を行う者を定め

、特例が適用される地域 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

第五十六条 する地域とする。 条例第 一百五条の規則で定める地域は、 離島その他の地域を定める告示に規定

(準用)

第五十七条 条例第八十二条第二項」と、 十二条第一項」とあるのは「第二百九条第一項において準用する条例第八十二条第一項」 項から第五項までにおいて準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号中 条第三号中「第六十六条」とあるのは 第一項」と、 準用する条例第六十条第十一項」と、第十五条中 条第九項」と、 規定は、 いて準用する条例第九十条」と読み替えるものとする。 と、同条第三項中「第八十二条第二項」とあるのは「第二百九条第一項において準用する る条例第八十九条」と、同条第四号中「第七十四条第二項」とあるのは「第二百九条第二 二号中 百九条第一項において準用する条例第七十六条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第 「第七十七条」とあるのは「第二百九条第一項」と、第十七条第一項及び第二項中「第八 項」とあるのは「第二百九条第一項において準用する条例第二十条第一項」と、 「第六十条第一項」とあるのは「第二百九条第一項において準用する条例第六十条 特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。 第十二条、 「療養介護計画」とあるのは 第十三条、 「第六十条第十一項」とあるのは とあるのは「第二百九条第一項において準用する条例第六十 第十九条中「第九十条」とあるのは「第二百九条第一項にお 第十五条、第十七条及び第十九条 「第二百九条第二項から第五項までにおいて準用す 「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同 「第七十六条第二項」とあるのは 「第二百九条第一項において この場合において、 (第十号を除く。 同条第 第二 第 の

- 2 第十八条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当生活介護の事に基準該当生活介護」と読み替えるものとす、第三項」とあるのは「第二百九条第二項において準用する条例第八十三条第三項」と、同業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、同条第一項中「第八十三条金、第十八条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当生活介護の事
- 3 第三十六条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機能訓練)」とあるのは「特定基準該代機能訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、同条第一級 第三十六条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練
- 4 いて、 する条例第百五十六条第一 (第二項を除く。 項中 (生活訓練) 「第百五十六条第三項」 項 の事業を行う者に限る。)の規定は、 同項第三号中 特定基準該当障害福祉サービス事業者 とあるのは 「指定自立訓練)について準用する。 「第二百九条第四項において準用 (生活訓練) この場合にお とあるの

号から第三号まで」とあるのは「第一項第一号」と読み替えるものとする。は「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、同条第三項中「第一項第一号及び前項第一

5 援B型の事業を行う者に限る。)について準用する。 労継続支援B型」と読み替えるものとする。 条第三項」 「第百四十五条第三項」 第三十六条の規定は、 ٤ 同項第三号中「指定自立訓練 とあるのは 特定基準該当障害福祉サービス事業者 「第二百九条第五項において準用する条例第百四十五 (機能訓練)」とあるのは この場合において、 (特定基準該当就労継続支 「特定基準該当就 同条第一 項中

第十六章 雑則

(委任)

第五十八条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

1

(条例附則第二項第一号の規則で定める者)

号に規定する者とする。 2 条例附則第二項第一号の規則で定める者は、指定基準第百七十一条等で定める告示第三

(平成十八年十月一日前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関

指定共同生活援助事業者は、平成十八年十月一日前から存する指定共同生活援助事業所する特例)

3 三項に定める基準によることができる。 関する基準等に関する省令 改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、 業等の人員、 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事 四号(第五十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、 の構造を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、 に基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物 において、 指定共同生活介護の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居 設備及び運営に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第五十八号)第百九条第二項及び第 (平成十八年厚生労働省令第百七十一号)による 設備及び運営に 第三十条第 障害者の 同日

ム、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとさ社法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホー年 平成十八年十月一日前から存する法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福(平成十八年十月一日前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)

下」とあるのは、「二人以上三十人以下」とする。 準用する場合を含む。)の規定の適用については、 われる指定共同生活介護の事業等についての第三十条第四号(第五十四条第一項において 同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において行 害者福祉ホーム(これらの施設のうち、 十一第一項の指定を受けているもの若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の九に規定す う。)第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の 前の知的障害者福祉法 従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正 る知的障害者福祉ホーム又は旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に掲げる精神障 n (昭和二十五年法律第百二十三号。 項第一号に掲げる精神障害者生活訓練施設、 た法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和三十五年法律第三十七号。 以下 同日に基本的な設備が完成していたものを含み、 「旧精神保健福祉法」 法附則第五十八条第一項の規定によりなお 当分の間、 以下「旧知的障害者福祉法」とい 一という。)第五十条の二第 同号中「二人以上十人以

(条例附則第二十項の規則で定める施設)

障害者授産施設は知的障害者福祉工場とする。の規則で定める精神障害者授産施設は精神障害者福祉工場とし、同項の規則で定める知的5条例附則第二十項の規則で定める身体障害者授産施設は身体障害者福祉工場とし、同項

条例施行規則をここに公布する。 指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝

貞

大分県規則第十二号

準を定める条例施行規則指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基

(趣旨)

の施行に関し必要な事項を定めるものとする。関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十三号。以下「条例」という。)第一条 この規則は、指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に

(月記)

(従業者の員数)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

- 2 条例第五条第一項第一号イ②円(川)の規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生とする。
- 示第四号に規定する者とする。 4 条例第五条第一項第六号イ①の規則で定める者は、指定基準第百七十一条等で定める告

(条例第七条第二項の規則で定めるサービス)

第四条 条例第七条第二項の規則で定めるサービスは、サービス管理を行う者を定める告示

(設備の基準)

第三号に規定するサービスとする。

区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 第五条 条例第九条第三項の指定障害者支援施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の

- 一 訓練・作業室 イからハまでに定めるとおりとする。
- するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。一イの事ら当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供
- ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 二 食堂 イ及び口に定めるとおりとする。
- イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- ロ 必要な備品を備えること。
- 二 浴室 利用者の特性に応じたものとすること。
- 四 洗面所 イ及びロに定めるとおりとする。
- イ 居室のある階ごとに設けること。

大分県報号外

(規則

- ロ 利用者の特性に応じたものであること。
- 五 便所 イ及びロに定めるとおりとする。
- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものであること。
- 六 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 七 廊下幅 イ及びロに定めるとおりとする。
- イ 一・五メートル以上(中廊下にあっては、一・八メートル以上)とすること。
- いようにしなければならないこと。ロー廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がな
- 2 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、条例第九条第二項2 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、条例第九条第二項

(支払を受けることができる費用)

- 一 生活介護を行う場合 次のイからニまでに掲げる費用
- イ 食事の提供に要する費用
- ロ 創作的活動に係る材料費
- 八 日用品費
- 者に負担させることが適当と認められるもののうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害ニーイからハまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用
- を行う場合 次のイからハまでに掲げる費用 一 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型
- 7 食事の提供に要する費用
- 1 日用品費
- ることが適当と認められるもの生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させ生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させが移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常ハーイ及び口に掲げるもののほか、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就

- 一 施設入所支援を行う場合 次のイからホまでに掲げる費用
- に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。) 者特別給付費が利用者に大わり当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第二十一条第一項第一号に規定する食費等の基準費用額(法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五定する食費等の基準費用額(法第三十四条第十号)第二十一条第一項第一号に規定する費用及び光熱水費(法第三十四条第一項の規定により特定障害
- なる費用 なる費用 なる費用 では、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要と室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建厚生労働省告示第五百四十一号)で規定する基準に基づき利用者が選定する特別な居厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準(平成十八年原生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準(平成十八年)
- ハ被服費
- 日用品費
- 障害者に負担させることが適当と認められるもの費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定ホーイからニまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する
- 労働省告示第五百四十五号)に規定するところによるものとする。 用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成十八年厚生2 前項第一号イ、第二号イ及び第三号イに掲げる費用については、食事の提供に要する費

(モニタリングの方法)

第七条 条例第二十七条第九項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 定期的に利用者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

(サービス管理責任者が行う業務)

- 第八条 条例第二十七条第十一項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。
- 等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サー 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会

ビス等の利用状況等を把握すること。

きると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことがで一 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活

他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(給付金として支払を受けた金銭の管理

第九条 第三十八条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成二十三年厚生労働省告 に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、 示第三百七十八号)に規定する給付金とする。 条例第四十二条の規則で定める給付金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的 設備及び運営に関する基準

- 2 条例第四十二条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。
- こ と。 含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分する 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を
- 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- 四 当該利用者が退所した場合には、 速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得さ

(運営規程に定める事項)

第十条 条例第四十五条の規則で定める重要事項は、 次に掲げる事項とする。

- 指定障害者支援施設の目的及び運営の方針
- 三 従業者の職種、員数及び職務の内容

提供する施設障害福祉サービスの種類

- 兀 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- 五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- 六 費用の種類及びその額 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する
- 七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- サービスの利用に当たっての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 非常災害対策
- 十 一 場合には当該障害の種類 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた
- 虐待の防止のための措置に関する事項
- その他運営に関する重要事項

(整備等を行うべき記録)

第十一条 条例第六十条第二項の規則で定める記録は、 次に掲げる記録とする。

- 条例第二十一条第一項及び第 一項に規定するサービスの提供の記録
- 施設障害福祉サービス計画
- 条例第四十三条に規定する市町村への通知に係る記
- 条例第五十二条第二項に規定する身体拘束等の記録

四

- 条例第五十六第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五. 条例第五十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての

記録

(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、 平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物につい とあるのは「一・三五メートル」とする。 て、第五条第一項の規定を適用する場合においては、同項第七号イ中「一・五メートル」 平成十八年十月一日前から存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産
- 3 精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設 の建物については、第五条第一項第七号の規定は、当分の間、 平成十八年十月一日前から存する指定知的障害者通勤寮、 精神障害者生活訓練施設又は 適用しない。
- 4 第五条第一項第七号ロの規定は、 指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設 において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、 平成十八年十月一日前から存する指定身体障害者更生施設、 当分の間、 適用しない。 指定身体障害者療護施設、
- 5 だし、指定障害者支援施設となった後に増築され、 支援施設となるものについては、 た部分については、 平成二十四年四月一日前から存する旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者 この限りでない。 当分の間、 第五条第一項第七号の規定は適用しない。 又は改築される等建物の構造を変更し た

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布す

る

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広 瀬

勝

貞

障害福

大分県規則第十三号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

第一章 総則(第一条·第二条)

第二章 療養介護(第三条—第七条)

第三章 生活介護 (第八条—第十二条)

第四章 自立訓練(機能訓練)(第十三条)

第五章 自立訓練(生活訓練)(第十四条—第十六条)

第六章 就労移行支援 (第十七条)

第七章 就労継続支援A型(第十八条—第二十条)

第八章 就労継続支援B型 (第二十一条)

第九章 多機能型に関する特例(第二十二条・第二十三条)

第十章 雑則 (第二十四条)

第一章 総則

(趣旨)

成二十四年大分県条例第六十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定第一条(この規則は、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平

めるものとする。

月記

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第二章 療養介護

(運営規程に定める事項)

第三条 条例第七条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

事業の目的及び運営の方針

職員の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員

四 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

五 サービス利用に当たっての留意事項

六 緊急時等における対応方法

一 七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

(整備等を行うべき記録)

第四条 条例第九条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

条例第十七条第一項に規定する療養介護計画

条例第二十七条第二項に規定する身体拘束等の記録

二 条例第二十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

四 条例第三十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての

記録

(サービス管理責任者

第五百四十四号。以下「サービス管理を行う者を定める告示」という。)第一号に規定するサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省告示第五条(条例第十二条第一項第五号の規則で定める者は、指定障害福祉サービスの提供に係

(モニタリングの方法)

る者とする。

第六条 条例第十七条第九項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 定期的に利用者に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

(サービス管理責任者が行う業務)

第七条 条例第十七条第十一項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

きると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことがで二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活

他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

弗三章 生活介華

(運営規程に定める事項)

| 第八条 条例第三十六条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 事業の目的及び運営の方針
- 職員の職種、 員数及び職務の内容

三

営業日及び営業時間

四 利用定員

五 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策

事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

- + 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項

(規模の特例が適用される地域)

第九条 条例第三十七条ただし書の規則で定める地域は、厚生労働大臣が定める離島その他 の地域(平成十八年厚生労働省告示第五百四十号。以下「離島その他の地域を定める告 示」という。)に規定する地域とする。

(設備の基準

第十条 条例第三十八条第一項に規定する相談室及び多目的室は、 い場合は、 兼用することができる。 利用者の支援に支障がな

- 2 なければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、 条例第三十八条第一項に規定する設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するもので この限りでない。
- 3 じ、 条例第三十八条第二項の規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応 当該各号に定めるとおりとする。
- 訓練・作業室 イ及び口に定めるとおりとする。
- 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

相談室

便所 利用者の特性に応じたものであること。

(平均障害程度区分の算定方法)

第十一条 臣が定める平均障害程度区分の算定方法 条例第三十九条第一項第三号イに規定する障害程度区分の平均値は、 (平成十八年厚生労働省告示第五百四十二号) 厚生労働大 の

規定により算定するものとする。

第十二条 用する条例第三十一条第二項」と、第六条中「第十七条第九項」とあるのは「第五十条に 中「第二十七条第二項」とあるのは「第五十条において準用する条例第二十七条第二項 条例第十七条第一項」と、 条第二項」と、 五十条において準用する条例第十七条第十一項」と読み替えるものとする。 おいて準用する条例第十七条第九項」と、第七条中「第十七条第十一項」とあるのは 十九条第二項」と、同条第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第五十条において準 合において、 同条第三号中「第二十九条第二項」とあるのは「第五十条において準用する条例第二 第四条、 第四条中 同条第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十条において準用する 第六条及び第七条の規定は、生活介護の事業について準用する。 「第九条第二項」とあるのは「第五十条において準用する条例第九 「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、 第

第四章 自立訓練(機能訓練

(準用

第十三条 第二項」とあるのは「第五十五条において準用する条例第三十一条第二項」と、第六条中 おいて準用する条例第二十七条第二項」と、同条第三号中「第二十九条第二項」とあるの 十五条において準用する条例第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓 第一項」とあるのは 五条において準用する条例第三十八条第二項」と、 条例第三十七条ただし書」と、 十六条」と、 十一項」と、 第七条中「第十七条第十一項」とあるのは「第五十五条において準用する条例第十七条第 は いて準用する条例第九条第二項」と、同条第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五 て準用する。この場合において、第四条中「第九条第二項」とあるのは「第五十五条にお 「第十七条第九項」とあるのは「第五十五条において準用する条例第十七条第九項」と、 「第五十五条において準用する条例第二十九条第二項」と、同条第四号中 「第三十一条 (機能訓練)計画」と、同条第二号中「第二十七条第二項」とあるのは「第五十五条に 第四条及び第六条から第十条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業につい 第九条中「第三十七条ただし書」とあるのは 第八条中「第三十六条」とあるのは「第五十五条において準用する条例第三 「第五十五条において準用する条例第三十八条第一項」と読み替える 第十条第一項中 「第三十八条第二項」とあるのは 同条第二項及び第三項中「第三十八条 「第五十五条において準用する 一第五十

第五章

(規模の特例が適用される地域

大分県報号外

(規則

第十四条 る告示に規定する地域とする 条例第五十七条第一項ただし書の規則で定める地域は、 離島その他の地域を定め

第十五条 ない場合は、 条例第五十八条第一項に規定する相談室及び多目的室は、 兼用することができる。 利用者の支援に支障が

2 業所の用に供するものでなければならない。 条例第五十八条第一項及び第三項に規定する設備は、 ただし、 利用者の支援に支障がない場合は、 専ら当該自立訓練 (生活訓練) 事

3 条例第五十八条第二項の規則で定める設備の基準は、 次の各号に掲げる設備の区分に応

じ、 当該各号に定めるとおりとする。 この限りでない。

訓練・作業室 イ及び口に定めるとおりとする。

訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

便所 利用者の特性に応じたものであること。

4 こととする 条例第五十八条第四項の規則で定める浴室の基準は、 利用者の特性に応じたものである

5 条例第五十八条第六項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとす

した構造であること。 るおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮 スプリンクラー設備の設置、 天井等の内装材等への難燃性材料の使用、 火災が発生す

な消火活動が可能なものであること。 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、 円滑

員すること等により、 円滑な避難が可能な構造であり、 避難口の増設、 搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、 火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 かつ、 避難訓練を頻繁に実施すること、 配置人員を増

第十六条 て準用する条例第九条第 第四条及び第六条から第八条までの規定は、 この場合において、 三項 第四条中「第九条第二項」とあるのは「第六十条におい 同条第一号中 「第十七条第 自立訓練 一項」とあるのは (生活訓練) の事業につい 「第六十

> 読み替えるものとする。 と、第八条中「第三十六条」とあるのは「第六十条において準用する条例第三十六条」と 七条第九項」とあるのは「第六十条において準用する条例第十七条第九項」と、第七条中 条において準用する条例第十七条第一項」 項」とあるのは「第六十条において準用する条例第三十一条第二項」と、 て準用する条例第二十七条第二項」と、 「第十七条第十一項」とあるのは「第六十条において準用する条例第十七条第十一項 「第六十条において準用する条例第二十九条第二項」と、 (生活訓練) 計画」 ٤ 同条第二号中 「第二十七条第二項」 同条第三号中 Ł 「療養介護計画」 「第二十九条第二項」とあるのは 同条第四号中 一とあるのは とあるのは 「第六十条におい 「第三十一条第二 第六条中「第十 「自立訓

第六章 就労移行支援

(準用

第十七条 第四条及び第六条から第十条までの規定は、就労移行支援の事業について準用す 例第二十七条第二項」と、同条第三号中「第二十九条第二項」とあるのは 用する条例第三十八条第二項」と、 は「第六十九条において準用する条例第三十一条第二項」と、第六条中「第十七条第九 する条例第九条第二項」と、同条第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十九条に る。この場合において、第四条中「第九条第二項」とあるのは「第六十九条において準用 のは「第六十九条において準用する条例第三十八条第一項」と読み替えるものとする。 ただし書」と、第十条第一項中「第三十八条第二項」とあるのは「第六十九条において準 九条中「第三十七条ただし書」とあるのは「第六十九条において準用する条例第三十七条 八条中「第三十六条」とあるのは「第六十九条において準用する条例第三十六条」と、 七条第十一項」とあるのは「第六十九条において準用する条例第十七条第十一項」と、 項」とあるのは「第六十九条において準用する条例第十七条第九項」と、第七条中 おいて準用する条例第二十九条第二項」と、同条第四号中「第三十一条第二項」とあるの 画」と、同条第二号中「第二十七条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する条 おいて準用する条例第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計 就労継続支援A型 同条第二項及び第三項中 「第三十八条第一項」とある 「第六十九条に 第十 第 第

たって支障がない場合は、 条例第七十三条第一項に規定する訓練・作業室は、 設けないことができる。 就労継続支援A型の提供に当

2 合は、 条例第七十三条第 兼用することができる 一項に規定する相談室及び多目的室は、 利用者の支援に支障がない場

- 3 るものでなければならない。 条例第七十三条第一項に規定する設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供す ただし、利用者の支援に支障がない場合は、 この限りでな
- 4 じ 条例第七十三条第二項の規則で定める設備の基準は、 当該各号に定めるとおりとする。 次の各号に掲げる設備の区分に応
- 訓練·作業室 イ及び口に定めるとおりとする。
- 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(利用者及び職員以外の者の雇用人数)

- 第十九条 条例第八十三条の規則で定める数は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、 当該各号に定める数とする。
- 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数
- いずれか多い数 利用定員が二十一人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数の
- 三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか

第二十条 準用する条例第九条第二項」と、同条第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十四 十四条において準用する条例第二十九条第二項」と、 用する条例第二十七条第二項」と、同条第三号中 条において準用する条例第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支 用する。この場合において、第四条中「第九条第二項」とあるのは「第八十四条において 「第十七条第十一項」とあるのは 第八条中「第三十六条」とあるのは「第八十四条において準用する条例第三十六条 第四条及び第六条から第八条までの規定は、就労継続支援A型の事業について準 「第八十四条において準用する条例第三十一条第二項」と、第六条中「第十七 と、同条第二号中「第二十七条第二項」とあるのは「第八十四条において準 「第八十四条において準用する条例第十七条第九項」と、 「第八十四条において準用する条例第十七条第十一項」 「第二十九条第二項」とあるのは「第八 同条第四号中「第三十一条第二項」 第七条中

第八章 就労継続支援B型

(準用)

第二十一条 業について準用する。この場合において、第四条中「第九条第二項」とあるのは 項」と読み替えるものとする。 第一項」とあるのは「第八十七条において準用する条例第七十三条第一項」と、同条第四 条第十一項」と、第八条中「第三十六条」とあるのは「第八十七条において準用する条例 条において準用する条例第二十七条第二項」と、同条第三号中「第二十九条第二項」とあ 項中「第七十三条第二項」とあるのは「第八十七条において準用する条例第七十三条第二 する条例第三十七条ただし書」と、第十八条第一項から第三項までの規定中「第七十三条 第三十六条」と、第九条中「第三十七条ただし書」とあるのは「第八十七条において準用 と、第七条中「第十七条第十一項」とあるのは「第八十七条において準用する条例第十七 条中「第十七条第九項」とあるのは「第八十七条において準用する条例第十七条第九項」 るのは 七条において準用する条例第九条第二項」と、同条第一号中 一条第二項」とあるのは「第八十七条において準用する条例第三十一条第二項」と、第六 「就労継続支援B型計画」と、同条第二号中 「第八十七条において準用する条例第十七条第一項」と、 「第八十七条において準用する条例第二十九条第二項」と、 第四条、 第六条から第九条まで及び第十八条の規定は、就労継続支援B型の事 「第二十七条第二項」とあるのは「第八十七 「療養介護計画」とあるのは 「第十七条第一項」 同条第四号中「第三十 とあるの

第九章 多機能型に関する特例

(規模の特例が適用される地域)

- 第二十二条 に規定する地域とする。 条例第八十八条第四項の規則で定める地域は、 離島その他の地域を定める告示
- (一の事業所であるとみなす事業所)
- 第二十三条 る告示第二号に規定する事業所とする。 条例第八十九条第二項の規則で定める事業所は、 サービス管理を行う者を定め

第十章

(委任)

第 |十四条 この規則に定めるもののほか、 条例の施行に関し必要な事項は、 別に定める。

則

(施行期日)

この規則は、 平成二十五年四月一日から施行する。

1 条例附則第 一項第 号 の規則 で定める者

大分県報号外

(規則

2 条に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号)第 る基準第百七十一条並びに第百八十四条において準用する同令第二十二条及び第百四十四 支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、 条例附則第二項第 一号の規則で定める者は、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 設備及び運営に関す

(条例附則第八項の規則で定める施設)

三号に規定する者とする。

3 害者授産施設は知的障害者福祉工場とする。 規則で定める精神障害者授産施設は精神障害者福祉工場とし、 条例附則第八項の規則で定める身体障害者授産施設は身体障害者福祉工場とし、同項の 同項の規則で定める知的障

る。 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布す

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝

貞

大分県規則第十四号

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、 めるものとする。 成二十四年大分県条例第六十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例 伞

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、 条例において使用する用語の例による。

(運営規程に定める事項)

第三条 条例第四条の規則で定める重要事項は、 次に掲げる事項とする。

施設の目的及び運営の方針

職員の職種、 員数及び職務の内容

利用定員

四 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及び

五. 施設の利用に当たっての留意事項

六 非常災害対策

七 虐待の防止のための措置に関する事項

その他運営に関する重要事項

(整備等を行うべき記録)

第四条 条例第七条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

条例第六条に規定するサービスの提供の記録

条例第十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

条例第十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、 別に定める。

則

この規則は、

附

平成二十五年四月一日から施行する。

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十二日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分県規則第十五号 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

第一条 この規則は、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 する。 大分県条例第六十六号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものと (平成二十四年

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第三条 (火災に係る利用者の安全性の確保の要件) 条例第四条第三項の規則で定める要件は、

スプリンクラー設備の設置、 天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、 火災が発生

次の各号のいずれかに該当することとす

するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、 慮した構造であること。 初期消火及び延焼の抑制に配

非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、 円滑

な消火活動が可能なものであること。

避難口の増設、 搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、

員すること等により、 円滑な避難が可能な構造であり、 火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 かつ、 避難訓練を頻繁に実施すること、 配置人員を増

(運営規程に定める事項)

第四条 条例第五条の規則で定める重要事項は、 次に掲げる事項とする。

施設の目的及び運営の方針

職員の職種、 員数及び職務の内容

の額 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びそ

四

利用定員

五. 施設の利用に当たっての留意事項

六 非常災害対策

その他運営に関する重要事項

七

虐待の防止のための措置に関する事項

(整備等を行うべき記録)

第五条 条例第八条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

条例第七条に規定するサービスの提供の記録

条例第十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

条例第十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記

(設備の基準)

第六条 条例第十条第三項の福祉ホームの設備の基準は、 次の各号に掲げる設備の区分に応

じ、 当該各号に定めるとおりとする。

利用者の特性に応じたものであること。

便所 利用者の特性に応じたものであること。

共用室 利用者の娯楽、 団らん、 集会等の用に供する共用の部屋として、 利用定員に

応じて適当な広さを有すること。

第七条 この規則に定めるもののほか、 条例の施行に関し必要な事項は、 別に定める。

附

この規則は、 平成二十五年四月一日から施行する。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十二日

大分県規則第十六号

広

瀬

勝

貞

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

第一条 この規則は、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十

のとする。 四年大分県条例第六十七号。以下 「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるも

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(火災に係る利用者の安全性の確保の要件)

第三条 条例第四条第三項の規則で定める要件は、 次の各号のいずれかに該当することとす

慮した構造であること。 するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、 火災が発生

一 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、 な消火活動が可能なものであること。 円滑

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、 員すること等により、 円滑な避難が可能な構造であり、 火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、 配置人員を増

(運営規程に定める事項)

第四条 条例第六条の規則で定める重要事項は、 次に掲げる事項とする。

障害者支援施設の目的及び運営の方針

提供する施設障害福祉サービスの種類

三 職員の職種、 員数及び職務の内容

昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間

五四 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員

六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種

類及びその額

七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域

サービスの利用に当たっての留意事項

大分県報号外 (規則

九 緊急時等における対応方法

非常災害対策

十 一 場合には当該障害の種類 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

2

その他運営に関する重要事項

(整備等を行うべき記録)

第五条 条例第八条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

条例第十九条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画

条例第四十条第二項に規定する身体拘束等の記録

条例第四十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録

四 条例第四十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての

、設備の基準

第六条 条例第十条第三項の規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応

じ、 当該各号に定めるとおりとする。

訓練・作業室 イからハまでに定めるとおりとする。

イ ものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供する

訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

食堂 イ及び口に定めるとおりとする。

食事の提供に支障がない広さを有すること。

必要な備品を備えること。

三 浴室 利用者の特性に応じたものとすること。

四

洗面所

イ及び口に定めるとおりとする。

イ 居室のある階ごとに設けること。

利用者の特性に応じたものであること。

五. 便所 イ及び口に定めるとおりとする。

イ 居室のある階ごとに設けること。

利用者の特性に応じたものであること。

相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

七 廊下幅 イ及び口に定めるとおりとする。

一・五メートル以上 (中廊下にあっては、 一・八メートル以上)とすること。

ようにしなければならないこと。 廊下の一部の幅を拡張することにより、 利用者、 職員等の円滑な往来に支障がない

して必要とされる設備を有することとする。 前項の規定のほか、あん摩マッサージ指圧師、 して認定されている障害者支援施設が就労移行支援を行う場合は、 六年文部省令第二号)によるあん摩マッサージ指圧師、 あん摩マツサージ指圧師、 はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則 はり師及びきゅう師に係る学校養成施設と はり師又はきゅう師の養成施設と 条例第十条第二項及び (昭和二十

(職員の配置)

第七条 条例第十一条第一項第二号イ②[[イイ][()の規則で定める者は、障害者の日常生活及び する者とする。 第五百五十三号。以下「指定基準第百七十一条等で定める告示」という。)第三号に規定 設備及び運営に関する基準第百七十一条並びに第百八十四条において準用する同令第二十 社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、 二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成十八年厚生労働省告示

2 第五百四十四号。以下「サービス管理を行う者を定める告示」という。)第一号に規定す るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省告示 条例第十一条第一項第二号イ③の規則で定める者は、指定障害福祉サービスの提供に係

告示第四号に規定する者とする。 (条例第十二条第二項の規則で定めるサービス)

3

条例第十一条第一項第七号イ(1)の規則で定める者は、

指定基準第百七十一条等で定める

条例第十二条第二項の規則で定めるサービスは、 サービス管理を行う者を定める告

(モニタリングの方法

示第三号に規定するサービスとする。

第九条 条例第十九条第九項の規則で定める方法は、 次に掲げる方法とする。

定期的に利用者に面接すること。

定期的にモニタリングの結果を記録すること。

(サービス管理責任者が行う業務)

第十条 条例第十九条第十一項の規則で定める業務は、 次に掲げる業務とする。

用申込者の利用に際し、 その者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者

等に対する照会等により、 福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 その者の心身の状況、 当該障害者支援施設以外における障害 4

きると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。 を営むことができるよう定期的に検討するとともに、 利用者の心身の状況、 その置かれている環境等に照らし、 自立した日常生活を営むことがで 利用者が自立した日常生活

他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十一条 十九号)に規定する給付金とする。 の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成二十三年厚生労働省告示第三百七 的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第三十三条 条例第三十四条の規則で定める給付金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合

2 条例第三十四条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分する 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を

利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

四 せること 当該利用者が退所した場合には、 速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得さ

第十二条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、 別に定める。

則

(施行期日

1 この規則は、 平成二十五年四月一日から施行する。

2 定を適用する場合においては、 害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第六条第一項の規 平成十八年十月一日前から存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障 同項第七号イ中「一・五メートル」とあるのは、 -三

3 障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物につ 平成十八年十月一日前から存する知的障害者通勤寮、 第六条第 項第七号の規定は、 当分の間、 精神障害者生活訓練施設又は精神

五メートル」とする。

の間、 する場合におけるこれらの施設の建物については、 者授産施設、 平成十八年十月一日前から存する身体障害者更生施設、 適用しない。 知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供 第六条第一項第七号ロの規定は、 身体障害者療護施設、 身体障害 · 当分

指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、 設備及び運営に関する基準等を定め

る条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十二日

大分県規則第十七号

大分県知事

広

瀬

勝

貞

第一条 この規則は、指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に (趣旨) 準等を定める条例施行規則 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

う。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十八号。以下「条例」とい

第三条 条例第二十四条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。 (指定児童発達支援事業者が支払を受けることができる費用)

るものに限る。 食事の提供に要する費用(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係

日用品費

のうち、 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、 通所給付決定保

護者に負担させることが適当と認められるもの

2 料等に関する指針(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十一号。 「利用料等に関する指針」という。)に定めるところによるものとする。 前項第一号に掲げる費用については、 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用 第九条第二項において

(モニタリングの方法

第四条 条例第二十八条第九項の規則で定める方法は、 次に掲げる方法とする。

定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること

大分県報号外

定期的にモニタリングの結果を記録すること。

(児童発達支援管理責任者が行う業務

第五条 条例第二十八条第十一項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 条例第二十九条に規定する相談及び援助を行うこと。
- 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(運営規程に定める事項)

第六条 条例第三十七条の規則で定める重要事項は、 次に掲げる事項とする。

- 事業の目的及び運営の方針
- 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五. 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその

する地域をいう。 通常の事業の実施地域(指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供

七 サービスの利用に当たっての留意事項

緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

虐待の防止のための措置に関する事項

十二 その他運営に関する重要事項

(整備等を行うべき記録)

第七条 条例第五十四条第二項の規則で定める記録は、 次に掲げる記録とする。

条例第二十二条第一項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供

児童発達支援計画

三 条例第三十五条の規定による市町村への通知に係る記録

四 条例第四十四条第二項に規定する身体拘束等の記録

条例第五十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五.

条例第五十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての

(準用)

第八条 るのは 用する条例第四十四条第二項」と、同条第五号中「第五十条第二項」とあるのは「第五十 第一号中「第二十二条第一項」とあるのは「第五十九条において準用する条例第二十二条 準用する条例第二十四条第三項」と、 るのは「第五十九条において準用する条例第五十二条第二項」と読み替えるものとする。 九条において準用する条例第五十条第二項」と、同条第六号中「第五十二条第二項」とあ 第三十五条」と、同条第四号中「第四十四条第二項」とあるのは「第五十九条において準 第一項」と、同条第三号中「第三十五条」とあるのは「第五十九条において準用する条例 四条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する条例第五十四条第二項」と、同条 十七条」とあるのは 十九条」とあるのは 九条において準用する条例第二十八条第九項」と、第五条中「第二十八条第十一項」とあ の場合において、 (指定医療型児童発達支援事業者が支払を受けることができる費用) 第三条から前条までの規定は、 「第五十九条において準用する条例第二十八条第十一項」と、同条第一号中 「第二 第三条第一項中 「第五十九条において準用する条例第三十七条」と、前条中「第五十 「第五十九条において準用する条例第二十九条」と、第六条中「第三 「第二十四条第三項」とあるのは 第四条中 基準該当児童発達支援の事業について準用する。こ 「第二十八条第九項」とあるのは 「第五十九条において 「第五十

第九条 条例第六十七条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

食事の提供に要する費用

日用品費

決定保護者に負担させることが適当と認められるもの る費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付 前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要す

2 とする。 前項第一号に掲げる費用については、利用料等に関する指針に定めるところによるもの

(運営規程に定める事項

第十条 条例第七十条の規則で定める重要事項は、 次に掲げる事項とする。

事業の目的及び運営の方針

営業日及び営業時間

従業者の職種、

員数及び職務の内容

四 利用定員

五. 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及

びその額

六 通常の事業の実施地域 (指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発

達支援を提供する地域をいう。)

七 サービスの利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

- 一 その他運営に関する重要事項

(準用)

第十一条 第二項」と、 同条第五号中「第五十条第二項」とあるのは「第七十一条において準用する条例第五十条 四十四条第二項」とあるのは「第七十一条において準用する条例第四十四条第二項」と、 条第二項」とあるのは「第七十一条において準用する条例第五十四条第二項」と、同条第 用する。この場合において、 る条例第五十二条第二項」と読み替えるものとする。 条」とあるのは「第七十一条において準用する条例第二十九条」と、第七条中「第五十四 いて準用する条例第二十八条第九項」と、第五条中「第二十八条第十一項」とあるのは 号中 [第七十一条において準用する条例第二十八条第十一項] と、同条第一号中 [第二十九 項」と、同条第三号中「第三十五条」とあるのは「第六十九条」と、同条第四号中 「第二十二条第一項」とあるのは「第七十一条において準用する条例第二十二条第 同条第六号中「第五十二条第二項」とあるのは「第七十一条において準用す 第五条及び第七条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準 第四条中「第二十八条第九項」とあるのは「第七十一条にお 第

Į.

第十二条 条例第三十五条」 同条第一号中「第二十二条第一項」とあるのは 五十四条第二項」とあるのは 二十九条」とあるのは あるのは 十八条において準用する条例第二十八条第九項」と、第五条中「第二十八条第十一項」と 七十八条において準用する条例第五十条第二項 て準用する条例第四十四条第二項 について準用する。この場合において、第四条中「第二十八条第九項」とあるのは「第七 一項 第四条、 「第七十八条において準用する条例第二十八条第十一項」と、同条第一号中 ر کر 「第七十八条において準用する条例第五十二 第五条、第七条及び第十条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業 同条第三号中 同条第四号中 「第七十八条において準用する条例第二十九条」と、 「第七十八条において準用する条例第五十四条第二項」と、 「第三十五条」とあるのは「第七十八条において準用する 「第四十四条第二項」とあるのは 同条第五号中「第五十条第二項」とあるのは 「第七十八条において準用する条例第二十 ر ح 同条第六号中 二項 「第五十二条第二項」 「第七十八条におい 第七条中 第七十 第 第

療型児童発達支援」とあるのは「指定放課後等デイサービス」と読み替えるものとする。条」とあるのは「第七十八条において準用する条例第七十条」と、同条第六号中「指定医

第十三条 準用する条例第三十五条」と、同条第四号中「第四十四条第二項」とあるのは「第八十一 中「第五十四条第二項」とあるのは「第八十一条において準用する条例第五十四条第二 中 とする。 第二項」とあるのは「第八十一条において準用する条例第五十二条第二項」と、第十条中 のは「第八十一条において準用する条例第五十条第二項」と、同条第六号中「第五十二条 条において準用する条例第四十四条第二項」と、同条第五号中「第五十条第二項」とある 例第二十二条第一項」と、 項」と、同条第一号中「第二十二条第一項」とあるのは「第八十一条において準用する条 項」とあるのは「第八十一条において準用する条例第二十八条第十一項」と、 事業について準用する。この場合において、 「第七十条」とあるのは「第八十一条において準用する条例第七十条」と読み替えるもの 「第八十一条において準用する条例第二十八条第九項」と、 「第二十九条」とあるのは「第八十一条において準用する条例第二十九条」と、第七条 第四条、 第五条、 同条第三号中「第三十五条」とあるのは「第八十一条において 第七条及び第十条の規定は、 第四条中 基準該当放課後等デイサービスの 「第二十八条第九項」とあるのは 第五条中「第二十八条第十一 同条第一号

(運営規程に定める事項)

第十四条 条例第八十八条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 一営業日及び営業時間

こう頁 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及び四 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及び

援を提供する地域をいう。) 五 通常の事業の実施地域(指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支

- サービスの利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- ↑ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ル その他運営に関する重要事項

(準用

第十五条 第四条、第五条及び第七条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用

大分県報号外

(規則

する。 例第四十四条第二項」と、 条」と、同条第四号中 ٤ 項」とあるのは あるのは いて準用する条例第五十条第二項」と、同条第六号中 て準用する条例第二十八条第九項」と、 (利用定員の特例を認める地域) 第八十九条において準用する条例第五十二条第二項」と読み替えるものとする。 「第二十二条第一項」とあるのは 、十九条において準用する条例第二十八条第十一項」と、同条第一号中 同条第三号中「第三十五条」とあるのは この場合において、 「第八十九条において準用する条例第二十九条」と、第七条中 「第八十九条において準用する条例第五十四条第二項」と、同条第一号中 「第四十四条第二項」とあるのは「第八十九条において準用する条 同条第五号中「第五十条第二項」とあるのは「第八十九条にお 第四条中 「第八十九条において準用する条例第二十二条第一項」 「第二十八条第九項」 第五条中 「第八十九条において準用する条例第三十五 「第二十八条第十一項」とあるのは 「第五十二条第二項」とあるのは とあるのは 「第八十九条におい 「第五十四条第二 「第二十九条」と 第

第十六条 条例第九十二条第五項の規則で定める地域は、厚生労働大臣が定める離島その他第十六条 条例第九十二条第五項の規則で定める地域は、厚生労働大臣が定める離島その他

第十七条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

所則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

る条例施行規則をここに公布する。指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定め

平成二十五年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝

貞

大分県規則第十八号

指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基

準等を定める条例施行規則

(趣旨)

う。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十九号。以下「条例」とい第一条 この規則は、指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に

(用語

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(指定福祉型障害児入所施設が支払を受けることができる費用)

|第三条 条例第十八条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一日用品費

ものとする。 料等に関する指針(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十一号)に定めるところによる料等に関する指針(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十一号)に定めるところによる 前項第一号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用

(モニタリングの方法)

第四条 条例第二十二条第九項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

(児童発達支援管理責任者が行う業務)

第五条 条例第二十二条第十一項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

付金(平成二十四年厚生労働省告示第三百五号)に定める給付金とする。等の人員、設備及び運営に関する基準第三十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給第六条 条例第三十一条の規則で定める給付金は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設

2 条例第三十一条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

含む。以下この条において「障害児に係る金銭」という。)をその他の財産と区分する一 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を

Z

二 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

せること。 四 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得さ

(運営規程に定める事項)

第七条 条例第三十四条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

一施設の目的及び運営の方針

一 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員

四 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

五 施設の利用に当たっての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

ハ 主として入所させる障害児の障害の種類

虐待の防止のための措置に関する事項

その他施設の運営に関する重要事項

(整備等を行うべき記録)

第八条 条例第五十一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

入所支援計画

二 条例第十六条第一項に規定する提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録

三 条例第三十二条の規定による都道府県への通知に係る記録

条例第四十一条第二項に規定する身体拘束等の記録

几

五 条例第四十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 条例第四十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての

記載

(指定医療型障害児入所施設が支払を受けることができる費用

第九条 条例第五十五条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一日用品費

に負担させることが適当と認められるものち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者二 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のう

(準用

第十条 おいて準用する条例第四十七条第二項」と、同条第六号中「第四十九条第二項」とあるの 例第四十一条第二項」と、同条第五号中「第四十七条第二項」とあるのは「第五十八条に 条」と、同条第四号中「第四十一条第二項」とあるのは「第五十八条において準用する条 中「第十六条第一項」とあるのは「第五十八条において準用する条例第十六条第一項 二項」とあるのは「第五十八条において準用する条例第五十一条第二項」と、同条第二号 とあるのは「第五十八条において準用する条例第三十四条」と、第八条中「第五十一条第 とあるのは「第五十八条において準用する条例第三十一条」と、第七条中「第三十四条」 は「条例第五十八条において準用する条例第三十一条」と、同条第二項中 八条において準用する条例第二十四条」と、第六条第一項中「条例第三十一条」とあるの は「第五十八条において準用する条例第四十九条第二項」と読み替えるものとする。 る条例第二十二条第九項」と、第五条中「第二十二条第十一項」とあるのは「第五十八条 の場合において、 において準用する条例第二十二条第十一項」と、同条第一号中「第二十三条」とあるのは 「第五十八条において準用する条例第二十三条」と、 同条第三号中「第三十二条」とあるのは「第五十八条において準用する条例第三十二 第四条から第八条までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。こ 第四条中「第二十二条第九項」とあるのは 「第二十四条」とあるのは 「第五十八条において準用す 「第三十一条」 「第五十

, 委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。